

法科大学院入学者選抜の方法及び判定基準について

法務研究科の入学者選抜における合否判定は以下の基準に基づき厳正に行います。

■試験内容および配点

(1) L 日程①

GLP 一貫型特別入学試験		
書類審査	面接審査	合計
100	50	150

(2) L 日程②

GLP・法曹コース開放型特別入学試験											
書類 審査	法律科目試験								面接 審査	合計	
	公法系 (100)		民事系 (140)			刑事系 (100)					計
	民法	行政法	民法	民事 訴訟法	商法	刑法	刑事 訴訟法				
40	60	40	60	40	40	60	40	340	50	150	
法律科目試験の合計点を 60 点満点に換算する。 ※小数点第二位の値は繰り上げる。											

〈書類審査〉

法曹コース（連携法曹基礎課程）等における学業成績を中心に、提出された自己推薦書、任意に提出された能力等を証明する資料（学位取得、語学試験や各種資格試験の結果、その他志願者の能力を適確に判断するために参考となる資料、詳しくは任意提出書類の項目を参照）を総合的に考慮して行います。

〈面接審査〉

本学への進学を希望する意欲や動機、入学試験合格後から法科大学院修了までの学修計画や司法試験の在学中受験予定など学業に取り組む姿勢、司法試験合格後の進路や目指すべき法曹像に加えて、給付奨学金の受給対象としてふさわしい資質を有するかなどを総合的に考慮して行います。

〈法律科目試験〉

法科大学院の1年次配当の法律基本科目（憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法[会社法]・刑法・刑事訴訟法）について、法曹コース（連携法曹基礎課程）で修得されるべき、基本的な法律学の知識・理解の有無を審査します。なお、原則として、入学試験実施日に施行されている法令に基づいて出題します。

(3) A日程

法学未修者入学試験			
書類審査	小論文審査	面接審査	合計
50	100	50	200

社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験			
書類審査	小論文審査	面接審査	合計
50	100	100	250

法学既修者入学試験										
書類 審査	法律科目試験								面接 審査	合計
	憲法	民法	刑法	行政法	民事 訴訟法	商法	刑事 訴訟法	計		
50	60	60	60	40	40	40	40	340	50	440

〈書類審査〉

提出された自己推薦書、学業成績、任意に提出された能力等を証明する資料（学位取得、語学試験や各種資格試験の結果、その他志願者の能力を適確に判断するために参考となる資料、詳しくは任意提出書類の項目を参照）を総合的に考慮して行います。社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験では、上記に加えて、社会経験等の実績又は法学以外の分野での学修・研究活動、あるいは、海外大学での学修・研究活動に関する状況も審査します。

〈小論文審査〉

法律学の知識等を問うものではなく、文章読解力や論理的思考力、表現力、構成力等を問う内容の問題を出題します。

〈面接審査〉

本学への進学を希望する意欲や動機、学業に取り組む姿勢等を審査する人物審査と、時事問題等を題材に論理的思考力・思考の柔軟性・コミュニケーション能力等を審査する能力審査を行います。社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験では、上記に加えて、社会経験等の実績又は法学以外の分野での学修・研究活動、あるいは、海外大学での学修・研究活動に関する状況も審査します。

〈法律科目試験〉

法科大学院の1年次配当の法律基本科目（憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法[会社法]・刑法・刑事訴訟法）について基本的な法律学の知識を十分修得しているか否かを審査します。なお、原則として、入学試験実施日に施行されている法令に基づいて出題します。

(4) B日程

法学未修者入学試験			
書類審査	小論文審査 ※1	面接審査 ※2	合計
50	100	50	200

社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験			
書類審査	小論文審査 ※1	面接審査 ※2	合計
50	100	100	250

法学既修者入学試験										
書類 審査	法律科目試験								面接 審査 ※2	合計
	憲法	民法	刑法	行政法	民事 訴訟法	商法	刑事 訴訟法	計		
50	60	60	60	40	40	40	40	340	50	440

〈書類審査〉

提出された自己推薦書、学業成績、任意に提出された能力等を証明する資料（学位取得、語学試験や各種資格試験の結果、その他志願者の能力を適確に判断するために参考となる資料、詳しくは任意提出書類の項目を参照）を総合的に考慮して行います。社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験では、上記に加えて、社会経験等の実績又は法学以外の分野や海外大学での学習・研究活動に関する状況も審査します。

〈小論文審査〉

法律学の知識等を問うものではなく、文章読解力や論理的思考力、表現力、構成力等を問う内容の問題を出題します。

〈面接審査〉

本学への進学を希望する意欲や動機、学業に取り組む姿勢等を審査する人物審査と、時事問題等を題材に論理的思考力・思考の柔軟性・コミュニケーション能力等を審査する能力審査を行います。社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験では、上記に加えて、社会経験等の実績又は法学以外の分野での学修・研究活動、あるいは、海外大学での学修・研究活動に関する状況も審査します。

〈法律科目試験〉

法科大学院の1年次配当の法律基本科目（憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法[会社法]・刑法・刑事訴訟法）について基本的な法律学の知識を十分修得しているか否かを審査します。なお、原則として、入学試験実施日に施行されている法令に基づいて出題します。

■合否の判定について

〈GLP一貫型特別入学試験の場合〉

L日程①の「GLP一貫型特別入学試験」は、各審査（書類、面接）の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していることを基準として合否を判断します。

〈GLP・法曹コース開放型特別入学試験の場合〉

L日程②の「GLP・法曹コース開放型特別入学試験」は、各審査（書類、法律科目試験、面接）の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していること、並びに、法律科目試験の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していることを基準として合否を判断します。ただし、公法系・民事系・刑事系の各系における得点が合格最低基準点を満たさない場合は不合格となる場合があります。なお、各系の合格最低基準点は出題の難易度を考慮して決定します。

〈法学未修者試験の場合〉

A日程及びB日程の「法学未修者入学試験」、「社会人・非法学部・海外大学出身者特別入学試験」は、各審査（書類、小論文、面接）の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していることを基準として合否を判断します。ただし、小論文審査の得点が合格最低基準点に満たない場合は不合格となる場合があります。なお、小論文審査の合格最低基準点は出題の難易度を考慮して決定します。

〈法学既修者試験の場合〉

A日程及びB日程の「法学既修者入学試験」は、各審査（書類、法律科目試験、面接）の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していること、並びに、法律科目試験の合計点が満点のおおむね6割以上を取得していることを基準として合否を判断します。ただし、法律科目試験の各科目の得点が合格最低基準点を満たさない場合は不合格となる場合があります。なお、各科目の合格最低基準点は出題の難易度を考慮して決定します。

以上